

入札に係る公告

令和元年9月2日

社会福祉法人^{恩賜財団}済生会支部
大分県済生会日田病院
院長 林 田 良 三

下記の調達物件について、次のとおり公告する。

記

1. 入札に付する事項

- (1) 件 名 エレベーター保守点検業務委託
- (2) 場 所 大分県済生会日田病院
- (3) 仕 様 別紙仕様書を参照
- (4) 入 札 執 行 令和元年9月17日（火）

2. 入札の方法

一般競争入札

3. 一般競争入札の参加資格要件

- (1) 公告日から開札期日までの間に地方公共団体から指名停止措置を受けていない者。
- (2) 全省庁統一資格における資格の種類「物品の販売・役務の提供等」において九州・沖縄地域の一般競争（指名競争）参加資格を有する者。
- (3) 入札事項に定めた要件を満たしていること。

4. 一般競争入札の参加者の制限

以下のいずれかに該当すると認められる者は参加資格を有しない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。
- (2) 暴力団員が経営する業者又は経営支配する業者及びこれに準ずる者。
- (3) 次の各号のいずれかに該当する事実があり、その後2年間を経過していない者。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても同様とする。
 - ① 契約の履行にあたり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
 - ② 公正な競争を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合をした者。
 - ③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者。
 - ④ 監督又は検査の実施に当たり、職員及び契約担当者が委託した者の職務執行を妨げた者。
 - ⑤ 正当な理由なく契約を履行しなかった者。
 - ⑥ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者。
 - ⑦ 前各号に類する行為を行なった者。

5. 入札参加意向書の提出

- (1) 受付期間 令和元年 9 月 6 日（金）午後 5 時まで（以後は受け取らない）
- (2) 提出書類 ①入札参加意向書（様式第 1 号を使用）
②会社案内書
③直近年度の決算書
④平成 31 年度もしくは令和元年度 全省庁統一資格の一般競争（指名競争）参加資格
審査結果通知の写し
- (3) 提出方法 社会福祉法人^{恩賜}_{財団}済生会支部大分県済生会日田病院 用度課へ持参又は郵送願います。
〒877-1292 大分県日田市大字三和 643 番地の 7 (TEL) 0973-24-1100

6. 入札参加資格

入札参加意向書を提出し参加資格要件を満たす者には入札通知書と仕様書を送付します。
入札通知書には次の事項を記載しています。

- (1) 入札の日時・場所
- (2) 入札の手続き等
- (3) 入札保証金の要否
- (4) 予定価格・最低制限価格の有無
- (5) その他注意事項

7. その他

- (1) 提出書類の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、本調達物件の納入業者選定以外に使用しない。
- (3) 提出された書類は、返却しない。
- (4) 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (5) 提出書類に関する問い合わせ先

〒877-1292 大分県日田市大字三和 643 番地の 7
社会福祉法人^{恩賜}_{財団}済生会支部 大分県済生会日田病院
窓口担当：用度課 平田
電 話：0973-24-1100
F A X：0973-22-1269
E-Mail：youdo5171@saiseikai.hita.oita.jp

(様式第1号)

入札参加意向書

令和 年 月 日

社会福祉法人^{恩賜財団}済生会支部
大分県済生会日田病院
院長 林 田 良 三 殿

(申請者)
住 所
商号又は名称
代 表 者

印

申請者は、令和元年9月2日付けで公告のあった、大分県済生会日田病院 エレベーター保守点検業務委託の入札に参加したいので、その旨を申請します。

※ご担当者の連絡先をお願いします。

所 属
職 名
氏 名
電 話
F A X
E-mail

エレベーター保守点検業務委託仕様書

1. 委託業務名

大分県済生会日田病院エレベーター保守点検業務委託

2. 履行場所

病院名 : 大分県済生会日田病院

住所 : 大分県日田市大字三和 643-7

3. 委託契約期間

2019年10月1日～2020年9月30日 1年間（自動更新とする）

4. 保守点検の概要

エレベーターを常に安全かつ良好に維持するため、遠隔監視システムによるリモート点検・診断と専門技術者の巡回点検を組み合わせて保守管理を行うこと。また、エレベーターごとに設定した整備保全計画に従って機器の整備を実施すること。

24時間遠隔監視・点検装置等で診断を行い、電話回線を介し異常・不具合の発生時や非常時の場合は、緊急度に応じて優先的に専門技術者を派遣し早期復旧、対策を行うこと。

5. 仕様

(1) メンテナンスの契約形態について

FM（フルメンテナンス）契約であること。

(2) 保守点検対象エレベーター

以下の通りとする。

No	メーカー	機種	積載重量または定員	階床数	竣工年月	遠隔監視 遠隔点検
1	東芝	ロープ式エレベーター	9人	2	2015/8/11	有
2	東芝	ロープ式エレベーター	1,000kg	4	2015/10/27	有
3	東芝	ロープ式エレベーター	1,000kg	4	2015/10/15	有
4	東芝	ロープ式エレベーター	1,000kg	4	2016/8/28	有
5	東芝	ロープ式エレベーター	6人	4	2016/9/7	有

(3) 定期点検について

① 遠隔監視システムにより常時監視するとともに、毎月1回のリモート点検・診断を行うこと。

※ 地震時管制運転、自家発電管制運転、停電時自動着床運転を含む

② 定期点検はリモート点検を1ヶ月1回行い、定期的（3ヶ月1回）に技術員を派遣しよるエレベーター各部の点検、給油、調整、検査を行うこと。点検者は運転状態における性能を総合的に判断し、異常や不具合が発見された場合は直ちに適切な処置を行うこと。

(4) 定期整備について

以下の点検並びに部品交換等が生じた場合には、FM(フルメンテナンス)契約内にて対応すること。

○巻上機 : 巻上機の対応（一式取替を除く）、位置検出用パルスジェネレータ取替

○電磁ブレーキ : ブレーキオーバーホール、ブレーキ本体取替、ブレーキスイッチ取替

○調整機 : 調整機本体取替、制御盤内電磁接触器取替、(インバータ回路用)、(ブレーキ回路用)、定電圧電源装置取替、インバータユニット本体取替、インバータユニット冷却ファ

- ン取替、プリント基板類取替、システム電源用充電電池取替（停電時自動瑞床装置含む）
- かご室 : かご内照明装置取替、照明装置用定電圧電源装置取替、かご機器用定電圧電源装置取替、プリント基板類取替
- かご周り : 着床用リミットスイッチ取替、かごガイドローラー取替
- かごドア : ドアハンガーローラー取替、ドア外れ止めローラー取替、ドアシュー取替、ドアスイッチ取替、ドア位置検出スイッチ取替、ドア駆動ベルト取替、ドア駆動用モータ取替、プリント基板類取替
- 乗場 : プリント基板類取替
- 乗場ドア : ドア連結ロープ取替、ドアハンガーローラー取替、ドア外れ止めローラー取替、リール式ドアクローザー取替、施錠装置インターロックスイッチ取替、ドアシュー取替
- 昇降路関係 : メインロープ取替、调速機ロープ取替、テールコード取替、吊り合いおもりガイドローラー取替

(5) 業務仕様書について

- ① 保守点検業務における業務仕様書を示すこと
- ② 業務仕様書は、保守点検に必要な技術情報（取扱説明書・マニュアル等）の内容に準拠していること
- ③ 業務仕様書は、別紙（東芝エレベーター点検内容）を網羅した項目・頻度になっていること。

(6) 作業報告書について

点検整備、修理についてはその都度報告し、リモート点検による監視・点検診断結果及び対応については毎月報告すること。報告の内容は次の通りとすること。

- ① 定期点検、整備、修理の結果及び対応の内容。
- ② リモート点検・診断結果と対応の内容
- ③ エレベーター利用状況及び異常検知などの履歴で報告の必要があるもの。

(7) 定期検査報告書について

1年に1回、関係機関に提出するための定期検査報告書を作成すること。

(8) 緊急時対応について

- ① 緊急通報から現場までの到達目標時間が90分以内であること。サービス拠点の場所、当院までの距離、時間を明記すること。
- ② 事故発生時、災害発生時、故障発生時の緊急時における対応のための設備その他の体制が整っていること。
- ③ 遠隔監視により、異常・故障信号を受信した場合は、速やかに専門技術者を派遣して対策を図ること。
- ④ 当院への技術者派遣に係る位置付けを優先施設として対応すること。また、出勤体制は24時間とし、故障、事故に対して最善の対策を講ずること。

(9) 業務能力について

- ① 業務担当者又はその指導責任者は、十分な実務経験（例えば昇降機等検査員資格者講習受講資格が与えられる実務経験年数等）があり、かつ、同型又は類似の昇降機の保守、点検を行ったことがあること。
- ② 保守・点検に関する実務経験を証明する書類を添付すること。

(10) 教育体制について

- ① 業務担当者に対する専門技術、安全衛生、法令遵守、職業倫理等に関する教育を行うための、実機その他の設備及び教育体制があること。
- ② 業務担当者の技術力に関する社内資格制度があること。

(11) 技術備報について

- ① 保守点検契約しようとする昇降機の技術情報(取扱説明書・マニュアル等)を確実に入手する方法が示されていること。
- ② 保守点検契約しようとする昇降機と同型又は類似の昇降機の保守・点検を行ったことがあること。

(12) 部品調達について

保守点検契約しようとする昇降機の部品の在庫が十分に確保され、又は調達先が確保されていること。
また、部品についてはメーカー推奨品を使用すること。

(13) 経営状況

経営状況を客観的に確認できる資料が示されていること。

(14) その他

- ① 品質確保や環境配慮に関する取組状況、効率的な保守・点検に関する提案、保守・点検の質や利便性の向上を行うこと。
- ② 免責条項や賠償義務が明示されていること